

島原市建設工事指名選定委員会規程

(設置)

第1条 建設工事（調査、設計等の委託を含む。以下「工事」という。）の競争入札参加者の選定及び指名停止措置等を厳正かつ公平に行い工事の適正な施工を図るため、島原市建設工事指名選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。

3 委員は、総務部長、産業部長、建設部長、総務部総務課長、産業部産業政策課長、建設部都市整備課長、建設部道路課長、水道課長及び教育次長をもって組織する。

(運営)

第3条 委員長は、委員会を総理する。

2 委員長が不在又は事故ある時は、副委員長がその職務を総理する。

3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

4 委員会は、必要に応じて開催する。

(委員会の職務)

第4条 委員会は次の各号に掲げる事項について審議を行う。

(1) 入札参加資格者の格付けに関する事項

(2) 設計額が1,000万円以上の工事の入札参加者の選定に関する事項。ただし、急を要する場合で3,000万円未満については、回議によることができる。

(3) 設計額が3,000万円以上の制限付き一般競争入札における制限内容の設定に関する事項

(4) 総合評価落札方式により行うことが適当と認められる工事の選定及び落札者の審査

(5) 最低制限価格を定めない工事の入札結果、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項を適用する最低入札者の取扱いに関する事項

(6) 別に定める指名停止内規による入札参加資格者の指名停止措置

(7) 建築設計等業務の委託において、設計者選定方式の決定及び設計業務等の委託を受ける者の選考に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(秘密の保持)

第5条 委員会の議事は公開しない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は総務部契約管財課において処理する。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成5年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年8月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。